

第 3 8 2 回徳島県内水面漁場管理委員会 議事録

- 1 日 時 令和 6 年 9 月 1 1 日（水） 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 1 7
- 2 場 所 内水面漁場管理委員会室
- 3 出席委員 野口委員、東條委員、歌 委員、久川委員、
高橋委員、谷上委員、横山委員、岡崎委員
- 4 欠席委員 岡田委員、上月委員
- 5 事務局 岡久事務局長、加藤課長補佐、佐竹主事
- 6 県出席者 竹内係長
- 7 議 題
 - (1) 令和 6 年度うなぎ稚魚漁業許可に係る許可方針、申請期間
及び事務取扱要領について
 - (2) 下りうなぎの採捕禁止に係る委員会指示及び採捕自粛要請
について
 - (3) 押網漁具の積載禁止に係る委員会指示について
 - (4) あゆ産卵場造成に伴う水産動植物の採捕禁止区域及び採捕禁
止期間の設定に係る委員会指示について
 - (5) 漁業権に係る資源管理状況等の報告について
 - (6) 中央省庁への提案書作成に係る提案内容の検討について
 - (7) その他

8 議事

局長： それでは時間がまいりましたので、これより第382回内水面漁場管理委員会を開催いたします。改めましてこの4月に事務局長で参りました岡久です。よろしくお願いいたしますします。

本日は、定員10名中8名が出席されておりますので過半数を充たし、本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長、よろしくお願いいたします。

議長： 皆さん、改めましてこんにちは。

残暑厳しき折、大変暑い中委員の皆様方にはお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、ただ今から、第382回徳島県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

本日の会議の議事録署名は、谷上委員さんと横山委員さんをお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。議題(1)は「令和6年度うなぎ稚魚漁業許可に係る許可方針、申請期間及び事務取扱要領について」でございます。

それでは、県から説明をお願いいたします。

漁業管理調整課： 資料1により説明

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。ご意見等はございませんでしょうか。

議長： 無いようでございますので、本件につきましては諮問案のとおり異議のない旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議がないようなので、本件については諮問案のとおり答申することに決定いたします。

次に、議題（２）に移りたいと思います。議題（２）は、「下りうなぎの採捕禁止に係る委員会指示及び採捕自粛要請について」でございます。

それでは事務局から、説明をお願いいたします。

事務局： 資料２により説明

議長： それではただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

委員： これって毎年しよるんやけど、一旦、こんなに決めたら、５年とか１０年とかできないんですか。

事務局： 以前はですね、委員会指示っていうのは１回発出したら、終わりの期間決めずに発出されてる委員会指示がたくさんありました。ただ、基本的に委員会指示っていうのは、この後ちょっと説明しようと思ってるんですけども、県の規則と違って、期間をある程度定めて限定的に、規制をするっていうものなので、期間を決めずにずっと出し続けるっていうのは、本来の委員会指示の出し方として不適切とのことで、毎年このように指示を出さしてもらっています。

以前、那賀川の上流でちょっと期間を早めるとかは、１回決めたら毎年するようなものじゃないので、ずっとしてるんですけども、こちらのウナギに関しては、たとえ話として聞いていただきたいんですけども、今後ものすごくウナギの資源が回復してですね、どんどんウナギがたくさん取れるようになって下りウナギの保護をしなくてもいいんじゃないっていうぐらいまで回復したとしたら、もう直ちに来年から出さないとか、そういうことはできるので、状況が変わる中で臨機応変に出すというのが、そもそもの委員会指示っていう制度の趣旨っていうことに鑑みて毎年出してるっていうところです。毎年毎年同じ説明聞かされてというところもあるとは思いますが、そこは委員会指示という制度の趣旨ですのでご理解いただきたい。

委員： 毎年やっぱりやらないと駄目なんやね。

事務局： そうですね。アマゴは1月いっぱい、2月までダメとか、どこどこの谷は何したらダメとか、例えば、去年の夏ぐらいにやった野根川の上流とか穴喰川については、これ以外の釣りはしたらダメとか、いう決めたと思うんですけど、ああいう長期にわたって取り組むようなところに関しては、10年とか、那賀川の中でも長い期間で出し続けてる委員会指示とかもあるんですけど、状況が変わっていくものについては、毎年というふうな流れとなっています。毎年毎年同じ話聞かされてっていうのはわかるんですけど、ご理解いただきたい。

委員： 質問というか、聞かれたときに今年はこうなってますとしか言えない。また来年はわからんけど今年はこうなっているとしか言えないから5年なら5年いけるってできるなら。

事務局： 先ほど例え話でウナギの保護をしなくてもいいくらい増えたらって言いましたけど、おそろくなかなかないと思うんで、毎年毎年このように指示を出し続けるのかなと思っています。

委員： わかりました。

議長： それでは他にご質問等はございませんでしょうか。

議長： 無いようでございますので、本件につきましては、原案のとおり委員会指示を発出するとともに、文書を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議がないようなので、本件については原案のとおり委員会指示を発出するとともに、文書を発出することとします。
次に、議題（3）「押網漁具の積載禁止に係る委員会指示

について」でございます。

それでは事務局から、説明をお願いいたします。

事務局： 資料3により説明

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

委員： 教えていただきたいんですけど。20cm以下のウナギを取ることを目的なんですけど、20cm以上はいいんですか。

事務局： 20cm以上は、本来はいいんですけど、さっきの下りうなぎの委員会指示の中で、内水面では採ったらだめになっています。なかなか冬場に押網で20cmを超えるウナギが採れることはないのかなと思っていますが、仮にそういうことがあったとしても、先ほどの議題2の方にかかる。

委員： わかりました。ありがとうございます。

議長： よろしいでしょうか。他にご質問等はございませんか。
無いようでございますので、本件につきましては、原案のとおり委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議がないようなので、本件については原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、議題（4）「あゆ産卵場造成に伴う水産動植物の採捕禁止区域及び採捕禁止期間の設定に係る委員会指示について」でございます。

それでは事務局から、説明をお願いいたします。

事務局： 資料4により説明

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がござい

ましたらお願いいたします。質問はございませんでしょうか。

議長： それでは無いようでございますので、本件につきましては、原案のとおり委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

ご異議がないようなので、本件については原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、議題（５）「漁業権に係る資源管理状況等の報告について」でございます。

それでは県から、説明をお願いいたします。

漁業管理調整課： 資料５により説明

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

質問はございませんでしょうか。

それでは無いようでございますので、本件につきましては、これでおきたいと思います。

次に、議題（６）「中央省庁への提案書作成に係る提案内容の検討について」でございます。

それでは事務局から、説明をお願いいたします。

事務局： 資料６により説明

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

ちょっと字が小さくてなかなか読めんと思いますけど。私もこの全国の大会に出席させていただいて、いろんな活動しているなというのは感じております。もし、徳島県内で何かこう取り組んでみたいなのというのがあればまた、事務局と相談して取り組んだらいいのかなと思うんで、またご意見等ございましたらよろしく願いをいたします。

質問がなければ、本件につきましては、これでおきたいと思います。

続いて、議題（７）「その他」でございますが、事務局から何か報告がございましたら。

事務局：事務局から報告事項が2点ございます。

（1点目について資料7により説明。）

報告の2点目、こちらは資料はないんですけれども、吉野川の状況について簡単にご報告します。前回、3月に開催した当委員会において、吉野川漁連を脱退した3漁協さんの共有請求を認可するということでお諮りして、今現在、脱退漁協さんから、連合会に対して共有請求がされています。

この時点で漁業権は、脱退3漁協と連合会の4者で共有という形に法律上なっています。ただ川の組合の方はよくご存知だと思うんですけども、漁業権を行使するにあたっては、組合で漁業権行使規則を定めないとはいけませんし、遊漁券を売る場合は遊漁規則を定めないとはいけません。その行使規則、遊漁規則については、例えば1河川1漁業権、漁業権者が連合会であつたり漁協となる場合は、そこが定めるのでいいんですけれども、複数の者が漁業権者になっている場合、例えばA漁協とB漁協で行使規則なり遊漁規則の内容が違っていると、組合員さんも遊漁者の方も、混乱するし紛争の元になるということで、当然どちらも同じ内容のものにしなければなりません。同じものを定めるにあたって、その両方で漁業権行使協定を巻いて下さいと指導させてもらってます。

ただ、現在漁業権そのものの共有っていうのは、共有請求によって成り立ってるんですけども、その漁業権行使協定っていうのが巻けていなくて、その協議が整わないということなので、実際、脱退された漁協さんは、漁業権の共有はできたんだけど、行使できないっていうような状況になってございます。県から漁業権者である連合会に対しては、きちんと話し合うよう再三申し上げてるんですが、話し合いの場に出てこないし応じないというような状況になっています。新聞紙面で、そういう紛争があつて揉めてるっていうのは書かれているので、皆さんお読みになつてと思うんですけども、そのせいで、川が無法地帯になるとか、取り放題になるとか、っていうような書き方がされておりました。当然細かいことは、行使規則の遊漁規則なりで決まっているんですけども、禁漁期とかいうのは、先ほど1つ前で報告しました漁業調整規則の中で、例えばアユは6月からじゃないと釣れないとか、

そういうの書いてますので、仮に漁業権がなくなるからといって、誰もが自由に魚を採っていいというわけではありません。そこは明らかに新聞の書きぶりがおかしかったので、こちらからちょっと抗議させてもらって、訂正記事を掲載してもらったんですが、そういう意味ではないよってというのは、ご理解いただきたいと思います。

昨日連合会の会長さんに来ていただいて、義務放流がちゃんとされてないようだったので、今後の方針をお聞きしたんですが、かなり経営が苦しくて放流量を賄えないとおっしゃってたんですが、3漁協が抜けて財政的な基盤も弱ってるので、今まで通り放流ができないのはあたり前なんで、漁業権を存続させようと思ったら手分けして放流するとかっていうのも話し合わないと、意地を張っているうちに漁業権がなくなりますよとお話しさせていただいていたところ、帰って協議したいということを伺っています。

今後どうなるかわからないんですけども、このまま協議が整わないとか、放流する意思もないということになってくると、漁業権を免許されている適格性を失うっていうことになってきますので、そうなれば県としても、いつまでも放置はできませんので、漁業権の取り消しを視野に入れておかないといけなかなと思っています。漁業権の取り消しは非常に重い行政処分でもありますし、法律上取り消す場合は、当委員会の意見を聞かなくてはならないとされていますので、そのような事態になった場合には、この委員会の場で意見をお聞きさせていただくことになるかと思っています。そうならないように願っておるんですけども、ちょっとまだ予断を許さない状況です。また何か動きがあれば、委員会の場で報告させていただきたい。無法地帯になるとかシラスウナギを年中すくい放題とか書かれてましたけど、それはありませんので、そこだけのご理解いただきたいと思ってございます。

議長： ありがとうございます。私はもういろいろ、当事者でございましていろいろご迷惑かけておるところでございしますが、これはもちろんね、禁漁とか期間というのは採ってはいけませんし、それから堰の上流50メートル、下流150メートルというのも禁漁になってますのでそのところで魚

を採ってたら密漁で捕まってしまうということにもなりますんで、そこらは気をつけていただかないかんのかなと思います。それと今もちょっと事務局からお話があったんですけども、私もいろいろこう頑張ってはきたんですけども、ちょっとなかなか、苦しい状況に追い込まれて、今年だったら、組合員から一応いつもだったら組合費をね、徴収するんですけど、それが魚が獲れんのに組合費って言っとるわけにもいかんし、それが長引くと経営も苦しくなってくるんでもう、12月ぐらいを目途に、どういうふうにするのか判断していかないかなというのも、今ちょっと話もしてますんでそこあたり、当事者として皆様方にご報告できることがありましたら、ご報告申し上げたいと思いますのでよろしくご協力をお願いいたします。

議長： 議事は以上ですが、その他何かございますでしょうか。それでは以上をもちまして第382回徳島県内水面漁場管理委員会を終了いたします。長時間にわたるご審議お疲れさまでした。

以 上